

下水道で快適な暮らし

排水設備は 公共下水道へのつなぎ役

排水設備は
すみやかに
し尿浄化槽も
すみやかに
汲み取りトイレの
水洗化は3年以内に

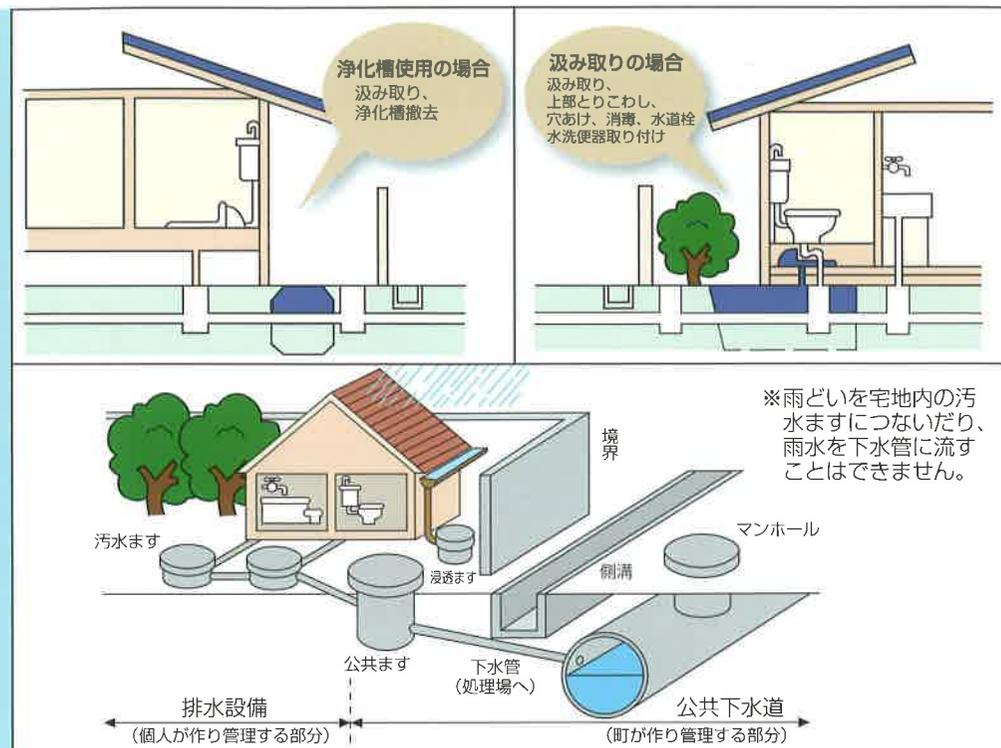
排水設備とは、家庭からの排水（台所、浴室、トイレなど）を公共下水道へ流すための施設です。

公共下水道が使用できる区域（処理区域）になったら、できるだけ早く接続してください。浄化槽は廃止して、遅滞なく公共下水道につないでいただきます。汲み取りトイレは、3年以内に水洗トイレに改造してください。

また、処理区域内で、建物を新築、増改築をする場合は、水洗トイレでない建築基準法による確認を受けられません。

排水設備は個人の財産なので、工事費や維持管理費は個人の負担になります。

排水設備工事のいろいろ（水洗トイレへの改造）



※ 使わなくなった浄化槽は、建物等に支障がない限り撤去してください。

排水設備工事は

2・3日で出来ます

こんな 手順で水洗化 (工事が完成するまで)

1 工事の依頼は排水設備指定工事店へ

町が指定する「排水設備指定工事店」の中から施工する工事店を決めます。工事に関する打ち合わせをして下さい。（必要書類の作成、工事の日程、トイレの種類など）

2 見積書をよく確認しましょう。

見積書・設計の内容をよく検討しましょう。工事に関する手続きは工事店が代行し、施工者（本人）に代わって工事店が町に着工の15日前までに排水設備等計画確認申請書を提出し審査を受けます。

3 計画確認通知書が届いたら工事開始です。

いよいよ工事開始です。排水管、汚水ますを取り付け、排水管を公共ますに接続します。

便器を取り付けて完成です。工事期間は約2～3日です。

4 工事が終了したら…完了検査です。

工事が終わると、排水設備指定工事店は町に工事完了届を提出し、町は検査を行います。

町の検査に合格すると、検査済証が交付されます。これですべて終了です。

5 今日から水洗トイレいつまでもさわやかに

快適できれいな水洗化を支えていくためには、下水道施設を維持管理する費用が必要です。利用者の皆さんに納めていただく下水道使用料がこれに充てられます。

工事にかかる前に

工事中の2～3日は、トイレと台所が不自由です。そのための準備を心がけてください。工事にとりかかる日が決まりましたら、早めに（浄化槽についても）汲み取りを申し込んでください。

